

医師の「働き方改革推進」へのご協力をお願い

厚生労働省では、長時間労働の医師の労働時間短縮及び健康確保のための措置の整備に向けた取り組みを推進しています。これを受け当院では以下のことを推進します。

何卒ご協力いただきますようお願い申し上げます。

【当院の取り組み】

- ・病状説明や治療方針の説明等は、原則時間内（平日午前9時～午後5時00分）にお願いします。また、当院では担当医制からチーム医療を推進しています。主治医以外の医師が対応することがありますのでご了承ください。
- ・症状の安定した患者さんは、かかりつけ医での診療を勧めています。
- ・医師が行っている業務のうち、看護師や薬剤師などの医療従事者が実施可能な業務について、タスク・シフト/シェア（業務を他の医療従事者に移管、あるいは協同実施）を推進しています。